

発議案第36号

高過ぎる国民健康保険料（税）の制度見直しを求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年11月20日

八千代市議会議長 西村幸吉 様

提出者	八千代市議会議員	植田進
賛成者	八千代市議会議員	堀口明子
	同	伊原忠
	同	三田登

提案理由

国に対し、高過ぎる国民健康保険料（税）の制度見直しを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

高過ぎる国民健康保険料（税）の制度見直しを求める意見書

全国どこでも、高過ぎる国民健康保険料（税）に住民が悲鳴を上げている。滞納世帯は289万、全加入世帯の15%を超えている。無保険になったり、正規の保険証を取り上げられるなど、生活の困窮で医療機関の受診が遅れたために死亡した事例が、昨年1年間で63人（全日本民医連調査）に上るといって、深刻な事態も起こっている。

高過ぎる保険料（税）は、住民の暮らしを苦しめているだけでなく、国民健康保険（以下「国保」）制度の根幹を揺るがしている。全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを「国保の構造問題」とし、国保を持続可能とするためには、「被用者保険との格差を縮小するような、抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張している。日本医師会などの医療関係者も、国民皆保険制度を守るために、低所得者の保険料（税）を引き下げ、保険証の取り上げを辞めるよう求めている。

国保加入者の平均保険料（1人当たり）は、政府の試算でも、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準である。東京23区に住む給与年収400万円の4人世帯が、協会けんぽに加入した場合、保険料の本人負担分は年19.8万円であるが、同じ年収・家族構成の世帯が国保加入だと保険料は年42.6万円、実に2倍以上の格差が生じている。この25年間に、1人当たりの国保料（税）が、6.5万円から9.4万円に引き上がった結果である。しかも同時期に、国保加入世帯の平均所得は276万円から138万円に半減している。

国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が、他の医療保険制度に比べて著しく不公平で、庶民に大変重い負担を強いる制度となっている。高過ぎる保険料（税）問題を解決することは、住民の暮らしと健康を守るため、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平・公正を確保する上でも、重要な政治課題と言える。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年11月29日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様